

三鷹市子ども発達支援センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、三鷹市子ども発達支援センター条例（平成28年三鷹市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

**第2条** 条例第3条第1項第1号の規定により実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業（以下「児童発達支援事業」という。）
- (2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関する事業（以下「保育所等訪問支援事業」という。）
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業（以下「障害児相談支援事業」という。）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第16項に規定する基本相談支援及び同項に規定する計画相談支援に関する事業（以下これらを「計画相談支援事業」という。）
- (5) 子どもの発達等に関する相談及び支援に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 条例第3条第1項第5号及び第6号において実施する事業は別に定める。

(利用することができる者)

**第3条** 条例第3条第1項の規定により三鷹市子ども発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）を利用することができる者は、法第4条第1項に規定する児童及びその保護者等で、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業 法第4条第1項第2号に規定する幼児である市内在住の障がい児で、その保護者等が法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証を交付されている者、その保護者等及びその他市長が必要と認める者
- (2) 障害児相談支援事業 法第21条の5の6第1項若しくは第21条の5の8第1項に規定する申請又は第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る市内在住の障がい児の保護者等及びその他市長が必要と認める者

- (3) 計画相談支援事業 障害者総合支援法第20条第1項若しくは第24条第1項の申請又は第19条第1項に規定する支給決定に係る市内在住の障がい児等の保護者等及びその他市長が必要と認める者
- (4) 条例第3条第1項第1号から第4号までに規定する事業（前3号の事業を除く。） 市内在住の障がい児、その保護者等及びその他市長が必要と認める者
- (5) 条例第3条第1項第5号及び第6号に規定する事業 市長が別に定める者  
(定員)

**第4条** 児童発達支援事業の定員は、32人とする。

(利用の手続等)

**第5条** 児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業を利用しようとする者は、三鷹市子ども発達支援センター児童発達支援事業等利用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 障害児相談支援事業及び計画相談支援事業を利用しようとする者は、三鷹市子ども発達支援センター障害児相談支援事業等利用申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(利用の適否の判定)

**第6条** 市長は、前条第1項の申込書を受け付けたときは、別に定めるところにより審査を行い、利用の適否を判定するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の申込書を受け付けたときは、当該申込みをした者に関する必要な事項を調査し、利用の適否を決定するものとする。

(利用の契約等)

**第7条** 市長は、前条第1項の規定により利用を適当と判定した申込者が児童福祉法第21条の5の7の規定により障害児通所支援の支給決定を受けたときは、三鷹市子ども発達支援センター事業利用承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定により利用を適当と決定したときは、事業を利用しようとする者及びその保護者又は代理人に対し、三鷹市子ども発達支援センター事業利用承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 3 前2項の規定により利用承諾通知書を交付したときは、別に定める重要事項説明書及び契約書により利用契約を締結するものとする。

- 4 市長は、前条第1項及び第2項の規定により利用を不適当としたときは、三鷹市子ども発達支援センター事業利用不承諾通知書（様式第4号）を交付するものとする。

- 5 第1項及び第2項の規定により利用を適当と判定された者が、利用をやめようとするときは、

あらかじめ市長に届け出なければならない。

(利用の制限等)

**第8条** 市長は、前条の規定により利用契約をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業の利用を制限し、若しくは停止し、又は利用契約を解除することができる。

- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 利用の目的又は市長の指示に違反したとき。
- (3) 発達支援センターが、災害その他の事故により利用者の受入れができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(利用料)

**第9条** 条例第7条第2項に規定する利用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める費用の額とする。

- (1) 児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)
- (2) 障害児相談支援事業 法第24条の26第2項に規定する指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助(以下「指定障害児相談支援」という。)に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)
- (3) 計画相談支援事業 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援(以下「指定計画相談支援」という。)に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)

2 条例第3条第1項第5号及び第6号に規定する事業の利用料は、別に定める。

3 市長は、前2項に規定する利用料のほか、食材料費その他児童発達支援事業の利用者に負担させることが適当と認められるものについては、別に定めるところにより、当該利用者から徴収することができる。

(一時保育の開館日及び開館時間)

**第10条** 条例第3条第1項第6号に規定する事業(法第6条の3第7項の事業を除く。)の開館日及び開館時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開館日は、児童発達支援事業を実施する日

(2) 開館時間は、午後2時から午後5時まで

(貸切使用の団体登録)

**第11条** 条例第4条第2項の規定により発達支援センターの施設を貸切使用（団体が発達支援センターの施設を貸切りで使用する場合をいう。以下同じ。）しようとする団体は、三鷹市子ども発達支援センター使用団体登録申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 団体登録の資格要件等は、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の規定により申請をした団体を登録したときは、使用団体登録カード（様式第6号。以下「登録カード」という。）を当該団体に交付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める団体については、第1項の申請書の提出及び前項の登録カードの交付を要しないものとする。

(貸切使用の申請及び承認等)

**第12条** 前条第3項の規定により登録カードの交付を受けた団体が、発達支援センターの施設を使用しようとするときは、別表に定める区分ごとに、同表に定める申込期間内に三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」という。）により、市長に使用の申請をしなければならない。

2 市長は、別表に定める抽せん予約期間内に申請があったときは、施設予約システムによる抽せんにより使用する団体を決定するものとする。

3 市長は、別表に定める先着予約期間内に申請があったときは、先着順により使用する団体を決定するものとする。

4 前2項の規定により決定を受けた団体は、施設の使用開始前までに条例第7条第1項に規定する施設の使用料を納入し、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該使用料を口座振替の方法により納入する場合にあっては、使用日の属する月の翌々月の初日（その日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日）に納入するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(登録カードの提示)

**第13条** 前条第4項の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、発達支援センターの使用の際、市長に登録カードを提示しなければならない。

(使用の承認の取消し等)

**第14条** 市長は、条例第6条の規定により発達支援センターの使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したときは、三鷹市子ども発達支援センター使用承認取消し等通知書（様式第7号）により使用者に通知する。

（個人使用の申請及び承認等）

**第15条** 発達支援センターの施設を個人使用（個人が使用する場合をいう。以下同じ。）しようとする者は、使用の当日に個人使用券（様式第8号）を購入しなければならない。

2 前項の規定により個人使用券を購入したときは、使用の申請及び承認があったものとみなすものとする。

（使用料の減免）

**第16条** 条例第8条の規定により発達支援センターの施設の使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

（1）貸切使用

ア 三鷹市が主催又は共催する事業に使用する場合 全額免除

イ 障がい者（児）で組織する市内の団体が使用する場合 全額免除

ウ 市内の公共的団体及びスポーツ・レクリエーション活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、広く市民を対象とした行事又は教室に使用する場合 全額免除

エ スポーツ活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、広く市民を対象とした大会等に使用する場合 2分の1減額

オ 市内に住所を有する70歳以上の者が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合 4分の1減額

カ 使用料を口座振替の方法により納入する場合において、使用者の責によらない理由で使用できない場合、使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合又は三鷹市の都合により使用を取り消した場合 全額免除

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長がその都度定める割合

（2）個人使用

ア 市内に住所を有する障がい者（児）及びその付添人が使用する場合。ただし、付添人は、当該障がい者（児）1人につき1人までとする。 全額免除

イ 市内又は調布市に住所を有する70歳以上の者が使用する場合 4分の1減額

ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長がその都度定め

る割合

- 2 前項の規定により施設の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ三鷹市子ども発達支援センター使用料減免申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 第1項第1号イ及びウに掲げる場合における施設の使用料の免除の資格要件は、市長が別に定める。

（使用料の還付等）

**第17条** 条例第9条ただし書の規定による使用料（個人使用券の購入により納入した使用料を除く。）の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責によらない理由で使用できない場合 全額
  - (2) 使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合 全額
  - (3) 三鷹市の都合により使用を取り消した場合 全額
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める場合 市長が必要であると認める額
- 2 使用者は、前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、三鷹市子ども発達支援センター使用料還付申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該還付を受ける者が新たに同一料金の発達支援センターの施設の使用の承認を受けたときは、市長は、還付すべき使用料をこれに充てることができる。

（特別の設備等の承認手続）

**第18条** 条例第14条ただし書の規定により使用者が施設に特別の設備を設け、又は付属の設備及び器具以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

（入館の制限等）

**第19条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、発達支援センターへの入館を禁じ、又は退館させることができる。

- (1) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が入館を不相当と認めるとき。

(使用者の義務)

**第20条** 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設並びに設備及び器具の使用を適正に行うこと。
- (2) 火災予防及び事故防止に万全を期すること。
- (3) 環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。
- (4) 物品等を販売し、又は金品の募集等を行うときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (5) 広告その他これに類するものを掲示し、又は配布するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(運営協議会)

**第21条** 市長は、発達支援センターの円滑な運営を図るため、運営協議会を置く。

2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

**第22条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定による発達支援センターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

**附 則**

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

**別表**（第12条関係）

区分	申込期間	
	抽せん予約期間	先着予約期間
市内団体	使用日の属する月の3月前の1日から 10日まで	使用日の属する月の2月前の1日から 使用日当日まで

市外団体	—	使用日の属する月の1月前の1日から 使用日当日まで
------	---	------------------------------

備考 先着予約の受付は、抽せん予約期間終了後、当該施設に空きがある場合に限る。